

# 草津市市街化調整区域における 地区計画制度運用基準（案）

## パブリックコメントの募集について

本市では、市街化調整区域における地区計画制度の運用および地区計画の策定に関して、「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」を定めていますが、今回の改正は、将来的な人口減少対策として、また、良好な居住環境を形成するための「市街化区域隣接型」の新設や企業立地の推進を図るための「産業振興拠点形成型」の接道要件の見直しなどを行います。

市民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。御意見お待ちしています。

### 地区計画制度とは

一定区域内における土地利用や建築物等の整備に関する方針や、建築物等の建築等の行為についての制限事項を、「地区計画」として区域内の住民の同意のもと、市の都市計画として定めることができる制度です。地区計画は市街化区域内、市街化調整区域内のいずれでも定めることができます。

### 1 意見募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月4日（水）

※当日消印有効

### 2 意見の提出方法

御意見は、下記いずれかの方法でお寄せください。（電話での御意見は受付いたしません）

- ①窓口：草津市役所都市計画部都市計画課（市役所4階）
- ②郵送：〒525-8588 [所在地記載不要] 草津市 都市計画課あて
- ③ファクス：077-561-2486
- ④Eメール：[tokei@city.kusatsu.lg.jp](mailto:tokei@city.kusatsu.lg.jp)

⑤草津市電子申請システム：



なお、提出に当たっては、別添の様式を利用いただくか、下記の必要事項を御記入いただいた用紙を御提出ください。

#### 必要事項

- 氏名（団体で提出される場合は、団体名および担当者名）
- 住所（団体で提出される場合は、団体の所在地）
- 電話（ファクス）番号／メールアドレス
- 運用基準案に対する御意見

### 3 意見への回答

本パブリックコメントは、運用基準案に対し意見を求めるものでありますことを御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、内容を検討のうえ、運用基準の改正に向けての参考とさせていただきます。また、御意見の概要とそれに対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表いたします。なお、御意見には、個別に回答いたしませんので、御了承ください。

### 4 原案の閲覧

#### 閲覧先

草津市役所（都市計画課、情報公開室）、図書館、南草津図書館、市ホームページ  
※各施設の閉館日には、閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。  
※都市計画課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧ができません。

### 5 個人情報の取り扱い

御意見とともに記載いただいた氏名・住所等の個人情報につきましては、適正に管理し、他の目的での使用および他者への提供は行いません。

### 6 問い合わせ先

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号  
草津市役所都市計画部都市計画課（市役所4階）  
TEL：077-561-2375 Fax：077-561-2486  
E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp

※お電話によるお問い合わせの受付時間は、午前9時00分から午後4時45分まで  
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

運用基準案については、下記の方法で市ホームページからもご覧いただけます。

- ・『草津市 パブコメ募集』で検索
- ・二次元コードからアクセス

